

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
<p>●貸金業法施行規則第5条の2、金融商品取引業等に関する内閣府令第13条の2、第14条の2</p>		
1	<p>改正の趣旨は、成年被後見人等を一律に排除するのではなく、心身の故障等を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断することであるが、例えば貸金業登録の際、実務上、何をもち、どのように審査を行うのか。また、必要な能力があると判断する基準は何なのか。具体的に事例を示した上で御教示願いたい。</p>	<p>貸金業や金融商品取引業の登録申請者、主要株主、役員等が、精神の機能の障害により業務等を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であるか否かについては、登録申請者や主要株主において、個人の資質を総合的に勘案して適切にご判断いただく必要があります。</p> <p>また、貸金業や金融商品取引業に係る登録審査においては、登録申請者が提出する誓約書により、登録拒否要件に該当しないことを確認することになります。</p>
2	<p>新設された金融商品取引業等に関する内閣府令第13条の2「精神の機能の障害により金融商品取引業に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」及び第14条の2「精神の機能の障害により株主の権利を適切に行使するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」の定義だと、①従来、登録拒否要件でなかった成年被後見人等でない者にまで、対象が拡大されてしまうおそれがあり、また、②金融商品取引業者にとって、その定義に該当するか否か判断が付きかねないおそれがある。</p> <p>そこで、①のような解釈を防ぎ、また、②的確な判断を可能にするために、具体的な判断基準や判断するための手続き（医師による診断等）の参考事例等をお示しいただきたい。役員若しくは重要な使用人又は主要株主が、第13条の2又は第14条の2に該当する可能性がある場合に該当するか否か判断するために、具体的にどのような体制を構築すればよいのか参考事例等をご教示いただきたい。</p>	
<p>●保険業法施行規則第214条の3</p>		
3	<p>(1) 特定保険募集人の登録実務は、いわゆる代理申請制度がとられており、登録申請者や特定保険募集人は、代申会社に各種の申請書（別紙様式）で保険業法第279条第1項の登録拒否要件に該当していないことを誓約する書面を提出している。</p> <p>これまで、保険業法第279条第1項第5号に該当していないとの誓約は、成年被後見人等ではないという意味合いであったが、改正後は、心身の故障により保険募集に係る業務を適正に行うことができない者でないという意味合いになる。典型的なのは、自身は認知症や知的障害</p>	<p>(1) について</p> <p>ご意見の注意書きでご指摘のとおり、保険業法施行規則改正案第214条の3においては、精神の機能の障害があることをもって直ちに登録拒否要件に該当することとはしておらず、保険募集に係る業務・職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者について、登録拒否要件に該当することとしています。</p> <p>その上でのご回答となりますが、特定保険募集人の登録申請者のいわゆる認知症や知的障害に関する情報が、要配慮個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する要配</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>者ではないということを指すことになるであろう。</p> <p>代申会社としては、登録申請者に各種申請書の記入をお願いし、登録拒否要件に該当しないことを誓約してもらうが、中には登録拒否要件に該当するため登録をあきらめる者も出てくる。そのとき、代申会社としては、理由も聞かずに申請手続きを中止するわけにはいかず、登録拒否要件のいずれに該当するのかを確認することになる。その結果、自分は認知症あるいは知的障害があり、保険業法第279条第1項第5号に該当すると登録申請者から申告されると、当該情報は認知症あるいは知的障害という病歴、保健医療情報であり、その時点で代申会社は、個人情報保護法や金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「金融分野ガイドライン」という。）で原則取扱いが禁止されている要配慮個人情報または機微情報を取得したことになるのではないかと。所属保険会社は登録申請者とのやりとりを履歴として残しておくことが通常であると思われるが、登録申請者が認知症あるいは知的障害であることが判明し第279条第1項第5号に該当するため、特定保険募集人の申請を断念したとデータベース等に記録、保存しておくことになる。この一連の手続きが要配慮個人情報、機微情報の取得に該当した場合、代理店登録関連書類（コピーを含む）の社内での保管、管理等に関し、漏洩対策を含め、これまでよりも厳格に管理する必要が出てくるので、要配慮個人情報、機微情報に該当するかどうかを明らかにしていただきたい。</p> <p>(2) 仮に登録申請者から認知症、知的障害等の申告を受けることが要配慮個人情報、機微情報の取得に該当するとして、要配慮個人情報、機微情報は、個人情報保護法や金融分野ガイドラインで原則として取得等が禁止されている。したがって、代申会社が認知症、知的障害等の情報を入手するには、例外的に取得が認められる「法令に基づく場合」等に該当することが必要であるが、特定保険募集人の申請手続きのために代申会社が当該情報を入手することは、保険業法等の法令に基づく場合と考えて差し支えないか確認したい。</p>	<p>慮個人情報（以下同じ。）や機微情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第5条第1項に規定する機微情報をいう。以下同じ。）に該当するかどうかについては、登録申請者が所属保険会社等に情報を伝達する態様や情報の具体性などによると考えられ、個人情報の保護に関する法律・施行令・施行規則・ガイドライン等に示されている要配慮個人情報や機微情報の要件に照らし、個別にご判断いただく必要があると考えます。</p> <p>(2) について</p> <p>所属保険会社等が特定保険募集人の登録申請の代理手続きを行うために登録申請者のいわゆる認知症や知的障害に関する情報を取得することは、法令で明示的に義務付けられておらず、また、法令に基づく告示、指針等でも求められていません。</p> <p>したがって、当該情報が機微情報に該当する場合において、所属保険会社等が特定保険募集人の登録申請の代理手続きのために当該情報を取得する行為は、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第5条第1項第1号の「法令等に基づく場合」に該当しないものと考えます。</p> <p>また、当該情報が要配慮個人情報に該当する場合において、金融庁としては、当該行為は、個人情報の保護に関する法律第17条第2項第1号の「法令に基づく場合」に該当しないものと考えます。</p> <p>(3) について</p> <p>特定保険募集人の登録申請の代理手続きを行うための業務の具体的な運営方法は所属保険会社等により異なるため、登録申請者のいわゆる認知症や知的障害に関する情報を取得する行為が、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第5条第1項第7号の「保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微（センシティブ）情報を取得・・・する場合」に該当するかどうかについては、上記(1)に記載のとおり、一律にお答えすることは困難です。</p> <p>したがって、所属保険会社等における適切な業務運営の確保の必要性に照らして、個別にご判断いただく必要があると考えます。</p> <p>(4) について</p> <p>保険業法第279条第1項第5号に該当しないことを誓約する書面は法律で規定されているため（同法第277条第2項第1号）、今回の意見</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>(3) 保険業法等の条文では、代申会社が認知症、知的障害等の情報を入手することを認める明示的な規定が見当たらないため、「法令に基づく場合」には該当しないおそれもある。そこで、念のため、代申会社が認知症、知的障害等の情報を入手することは、金融分野ガイドラインの「保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性」があるという理由で認められるのか確認したい。</p> <p>(4) 上記までの質問で、代申会社が登録申請者から認知症、知的障害等の情報を入手することが個人情報保護法等の問題から難しい場合、各種申請書（別紙様式）で登録拒否要件に該当しないことを誓約する対象から、改正後の保険業法第 279 条第 1 項第 5 号を除外することを検討していただきたい。</p> <p>(注) 認知症、知的障害であることが直ちに「認知、判断及び意思疎通を行うことができない」状態というわけではないと考えるが、上記の意見、質問等では、認知症、知的障害があるときは意思疎通等に問題があり保険募集に係る業務を適正に行えないという前提で記述した。</p>	<p>募集の対象ではありませんが、貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
●その他		
4	<p>金融というものが高度な知能を必要とするものであるのであれば、保佐となる程度でその業務は行えないと判断されるものとなると思われるのであるが、それを前提とした上であれば、さほど反対はしない。</p> <p>(ただ、この制度改変は、日本在住の愚かな文系や医療系がコネ社会欲しさに行っているものであると思われ、元々感心しないものである事については意見を行っておく。保佐・被成年後見となっている者の意思表示は容易に捻じ曲げられうるはずであるが、その点については考慮されたい。摂政的な立場の者が多発し、「関白」的な者が会社等を仕切る事態が起きないように注意されたい。(もちろん、貴庁を含めた文系系はそれを狙ってきているのであると見るが。))</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>